



# 三重県公報

令和元年6月25日(火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
11	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(法務・文書課)	2
<b>人事委・教育委規則</b>			
2	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	4
3	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	(同)	4
4	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(同)	4
<b>公安委規則</b>			
5	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則	(公安委員会)	5
<b>企業庁管理規程</b>			
1	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係企業庁管理規程の整備に関する規程	(企業庁)	5
<b>病院事業庁管理規程</b>			
1	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係病院事業庁管理規程の整備に関する規程	(病院事業庁)	6
<b>議 会 訓 令</b>			
1	議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	(県議会)	6

規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県立自然公園条例施行規則(昭和三十二年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
様式第一から様式第八の十八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十五中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第二条 肥料取締法施行細則(昭和三十四年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(三重県県税条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五号様式の三、第二十九号様式の二、第二十九号様式の五及び第五十四号様式中「厩糞ロホハ糞澆液」を「澆液」に改める。

(三重県補助金等交付規則の一部改正)

第四条 三重県補助金等交付規則(昭和三十七年三重県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第五条 建築基準法施行細則(昭和三十六年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五号様式の二から第十号様式の四までの規定中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(三重県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県港湾施設管理条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式その一及び第八号様式中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(三重県聴聞規則の一部改正)

第七条 三重県聴聞規則(平成六年三重県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「ロホハ糞澆液」を「ロホ厩糞澆液」に改める。

(三重県情報公開条例施行規則の一部改正)

第八条 三重県情報公開条例施行規則(平成十二年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十三年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部改正)

第十条 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Row 1: Article 13 (略). Row 2: Article 2 (略). Row 3: Article 9, Item 1 (略).

<p>掲げる事項とする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格の変更に伴う条例第八条第一項の規定による申請に係る事項</p> <p>十一 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>掲げる事項とする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格の変更に伴う条例第八条第一項の規定による申請に係る事項</p> <p>十一 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

別表第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号様式、第四号様式、第六号様式及び第八号様式中「ロオハニニニニ」を「ロオハニニニニ」に改める。

(三重県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第十一条 三重県個人情報保護条例施行規則(平成十四年三重県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(三重県防災対策推進条例施行規則の一部改正)

第十二条 三重県防災対策推進条例施行規則(平成十六年三重県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動販売機の設置基準)</p> <p>第二条 条例第十七条第三項の規則で定める自動販売機の設置の基準は、<u>産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格B八五六二(自動販売機一据付基準)</u>(以下「<u>日本産業規格の基準</u>」という。)とする。ただし、<u>日本産業規格の基準</u>により難しい場合にあつては、<u>日本産業規格の基準</u>による場合と同等以上の地震に対する安全性が確保できる方法によることとする。</p>	<p>(自動販売機の設置基準)</p> <p>第二条 条例第十七条第三項の規則で定める自動販売機の設置の基準は、<u>工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格B八五六二(自動販売機一据付基準)</u>(以下「<u>日本工業規格の基準</u>」という。)とする。ただし、<u>日本工業規格の基準</u>により難しい場合にあつては、<u>日本工業規格の基準</u>による場合と同等以上の地震に対する安全性が確保できる方法によることとする。</p>

(三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第十三条 三重県情報公開・個人情報保護審査会規則(平成二十九年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正)

第十四条 三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成三十年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「ロオハニニニニ」を「ロオハニニニニ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三重県知事に対してなされているこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(次項においてこれらを「旧規則」という。)の規定に基づく申請書等は、この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則、三重県県税条例施行規則、三重県補助金等交付規則、建築基準法施行細則、三重県港湾施設管理条例施行規則、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則及び三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則に基づく申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会  
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子  
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「ロ本ハ兼進登」を「ロ本副兼進登」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出されている書類は、改正後の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子  
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「ロ本ハ兼進登△△」を「ロ本副兼進登△△」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出されている扶養親族届は、改正後の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則に基づいて提出された扶養親族届とみなす。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子  
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第四号）の一部を次の<sup>三重県教育委員会規則</sup>ように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「日本工業規格A列4号」を「日本産業規格A4」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出されている届出書その他の書類は、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。

公安委規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

三重県公安委員会規則第五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則  
(公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則（平成十三年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則（平成十八年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(三重県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第三条 三重県公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年三重県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五十一号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県公安委員会に対して提出されている改正前の三重県公安委員会審査請求手続規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づく回答書等は、改正後の三重県公安委員会審査請求手続規則の規定に基づく回答書等とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

企業庁管理規程

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係企業庁管理規程の整備に関する規程をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

**三重県企業庁管理規程第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係企業庁管理規程の整備に関する規程

(三重県企業庁聴聞規程の一部改正)

第一条 三重県企業庁聴聞規程(平成八年三重県企業庁管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「ロホニホニ」を「ロホニ」に改める。

(企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第二条 企業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県企業庁管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第三条 企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

**病院事業庁管理規程**

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係病院事業庁管理規程の整備に関する規程をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

**三重県病院事業庁管理規程第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係病院事業庁管理規程の整備に関する規程

(三重県病院事業庁聴聞規程の一部改正)

第一条 三重県病院事業庁聴聞規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「ロホニホニ」を「ロホニ」に改める。

(病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第二条 病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県病院事業庁管理規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第三条 病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成十四年三重県病院事業庁管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

**議 会 訓 令**

**三重県議会訓令第1号**

三重県議会議務局

議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和元年 6 月 25 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

議会関係三重県情報公開条例施行規程及び議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

(議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部改正)

第 1 条 議会関係三重県情報公開条例施行規程（平成 12 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第 2 条 議会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成 14 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---